

男性の育休促進で法改正 政府、5月の成立目指す

どうすればサラリーマン男性が育児休業を取ってくれるか。女性活躍推進の一環として政府が2010年度から旗を振っている「イクメンプロジェクト」が働く現場に浸透せず、昨秋から厚労相の諮問機関である労働政策審議会が、育休取得に向けた新制度の創設などを含む法整備の検討を進めていました。その結果を踏まえて、政府は2月下旬に「育児・介護休業法改正案」を国会に提出。女性に偏っている育休を男性にも取得してもらうことで、女性の負担増や離職を防ぎたい考えです。しかし、企業との意識に大きな隔りがあるのも事実で、国会審議の行方が注目されています。改正法案は4月に審議入りし、5月中に成立する見通しです。

妊 娠・出産・育児については、労働基準法と育児・介護休業法によって、産前・産後の14週間の「産休」と産後最大2年間の「育休」を取得できるようになっています。また、復職した場合も短時間勤務や子供の看護休暇などを取得できます。**妻の出産後、制度上は夫も育休を取得できるため、その意味で日本の制度は現状でも充実しているものの、内実は「取得しにくい」のが実態です。**

厚生労働省の「雇用均等基本調査」によると、育休の取得率は女性が80%台で推移しているのに対して、男性は一ケタ台。男性の子育て参加や育児休業取得の促進を目的とした「イクメンプロジェクト」の開始以降、取得率は徐々に上昇して、19年度は7.48%まで上がりましたが、先進諸国に比べて見劣りします。このままでは政府目標の「25年に30%」は絵に描いた餅に終わってしまいます。

そこで政府は、6項目の改正を実施します。

- (1) 男性の育休取得の柔軟な枠組みを創設
- (2) 妊娠・出産の申し出をした労働者に対する各種制度の周知と意向確認の義務化
- (3) 育児休業の分割取得
- (4) 育児休業の取得の状況に関する事項の公表義務付け
- (5) 育児休業給付に関する所要の規定の整備（雇用保険法）
- (6) 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

(1)は、出生後8週間以内に4週間まで取得することができる育児休業の枠組みで、申し出期限は現行の1カ月前より短縮して2週間前までとします。分割取得は2回。ただし、労使協定を締結している場合、休業中に就労することも可能としています。

(4)は労働者1000人以上の企業を対象に、育児休業の取得状況に関する公表を義務付けます。(6)は取得要件の「雇用された期間が1年以上である労働者」を撤廃する見直しですが、労使協定を締結した場合は対象から除外することを認めています。

こうした促進策について、企業側からは慎重姿勢が目立ちます。理由は「分割取得となると、事務手続きが大変」「代替要員の確保が困難」「現行制度の充実が先ではないか」など、現場の負担増に懸念を抱いている様子です。また、1年以上

続いている新型コロナウイルスへの対応や、同一労働同一賃金に対する社内体制の整備など、重量級の優先事項が目白押しで「育休促進まではとても手が回らない」というのが本音です。男女の負担割合にしても家庭によって事情はさまざまで、「個人の問題に制度面で縛りを強めるのはいかがなものか」という懐疑的な見方もあります。

成立後の施行時期について政府は、企業側の反応もみながら項目ごとに精査し、今年10月から2023年までに順次施行していく方針です。

「看護師派遣」条件付き解禁、4月1日施行

労働者派遣法で原則禁止の「看護師派遣」について、厚生労働省は4月1日から「へき地の医療機関への看護師などの派遣」と「社会福祉施設などへの日雇い派遣」を解禁します。日雇い派遣の原則禁止が盛り込まれた派遣法の2012年改正以降、例外業務の追加に踏み切る見直しは初めてです。

この動きのポイントは、ひと足早く『HIRAYAMA NEWS 1月号』でお伝えしていますが、現在、看護師など（看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師）の派遣は福祉施設のみ認められており、病院などへの派遣は原則禁止。また、原則禁止の日雇い派遣において、看護師は例外業務の対象ではなく、業務の場所を問わず禁止されています。今回の規制緩和は、看護師などの「へき地に限定した派遣」と「社会福祉施設などに限定した日雇い派遣」であり、後者は看護師のみです。

外国人労働者172万人で過去最多、ベトナムがトップ

コロナ禍にあっても、外国人労働者への依存は変わりません。厚生労働省が発表した2020年10月末現在の「外国人雇用状況」によると、外国人労働者数は172万4328人（前年同期比4.0%増）で、届け出が義務化された07年以降で過去最高を更新しました。13年以降の伸びが著しいものの、昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、2015年から続いていた2ケタ台の大幅増は止まっています。

国別では、ベトナムが最多の44万3998人（同10.6%増）、中国が41万9431人（同0.3%増）で、両国だけで全体のちょうど半数を占めます。ベトナムの急伸が際立ち、調査開始以降トップを維持してきた中国を抜き去りました。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース